

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針

平成26年6月

新 潟 県

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
	(1) 産業として成り立つ魅力ある農業の確立	2
	(2) 地域条件に即した経営体等の確保・育成	4
	(3) 経営体の発展方向・体質強化	6
	(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	7
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	8
	1 農業経営の指標	8
	2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	19
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	19
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標	19
第4	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	20
	1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	20
	(1) 利用権設定等促進事業	21
	(2) 農用地利用改善事業	21
	(3) 農用地利用集積円滑化事業	21
	(4) 農作業受委託等促進事業	21
	(5) 経営体の育成・指導支援の強化	22
	(6) 経営体への農用地の利用集積の促進	22
	(7) 土地基盤整備事業の促進	22
	(8) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	22
	2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	24
	3 農地利用集積円滑化事業を行う団体に関する事項	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- 1 本県は南北に拓けた広大な県域を有し、豊かな自然環境に恵まれた立地条件を活かして、平野部、砂丘地、高冷地等でそれぞれ特徴ある農業が展開され、コシヒカリに代表される「新潟米」の高品質・安定生産、水田を活用した大豆・園芸作物の生産拡大、高収益・周年型を目指した園芸生産など、農業は地域の基幹産業として重要な役割を担っている。
- 2 近年、農業、農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化と減少による生産構造の脆弱化、遊休農地の増大、安心して安全な農産物に対する消費者ニーズの一層の高まり、TPP交渉などのグローバル化の進展等により、大きく変化している。
- 3 本県においても、総農家数、販売農家数とも年々減少し、農業就業者の高齢化の進行や担い手の不足などにより、農業生産意欲の減退や農村の活力低下が懸念されているところである。
- 4 県は、このような状況変化に対応するため、平成26年3月に「にいがた農林水産施策推進計画」を策定し、経営の多角化・複合化などを通じて、競争力があり、他産業並か、それ以上の所得を確保する法人等の経営体が確保・育成され、農家の後継者や農家以外の人たちが、他の職業と同じように魅力を感じられる「産業として成り立つ魅力ある農林水産業」の実現に向けた取組を進めることとしている。
- 5 特に、本県が今後とも競争力と持続性を兼ね備えた総合食料供給県として発展するためには、地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や認定農業者への農地利用集積を加速する取組を総合的に進めることにより、経営体への発展と体質強化、及び地域農業の再編を図る必要がある。
- 6 具体的には、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化を、地域の合意形成を図りながら進めるとともに、経営の体質強化に向けて、経営の多角化・複合化、流通・販売部門への参入促進、グリーン・ツーリズムの取組などを進める。
特に、中山間地域等、大規模農家の確保が困難な地域においては、兼業農家や小規模農家、高齢農家が参画する集落営農の組織化・法人化を進める。
- 7 なかでも地域農業の核となる経営体の育成に当たっては、主たる従事者が他産業並の労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を目指すことを基本とし、これら経営体が本県の農業生産の大宗を担う農業構造を確立することを目標とする。

【望ましい経営体像】

主たる従事者が他産業従事者並の労働時間で、他産業従事者と遜色ない所得を確保し得る生産性の高い農業経営の実現を目指す。

- 主たる従事者1人当たり年間労働時間： 1, 800～2, 000時間
- 〃 年間所得： 400～500万円程度

8 経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を実現するため、地域の中での十分な話し合いによる合意形成を基本に、地域の実態に即した市町村農業経営基盤強化促進基本構想づくりや、その実践に向けた活動を促進し、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の活用により、経営体等への農用地の利用集積及び農作業受委託の促進を図るとともに、6次産業化や園芸複合等による多様な経営体の育成を推進する。

また、経営体の体質強化や農業経営の基盤の強化を促進するため、次の事項を重点的に推進する。

(1) 産業として成り立つ魅力ある農業の確立

担い手の確保状況や経営規模等、地域の実態に即した組織化・法人化を加速するとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、園芸作物の導入・拡大、農産加工等の導入による経営の多角化、売れる農産物づくり、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の構造の改善を図るものとし、他産業に遜色のない所得を確保できる農業経営の実現、更には他産業を大きく超える所得を確保するモデルとなる経営体を育成し、産業として成り立つ魅力ある農業の実現に向けた取組を進める。

具体的には、

ア 地域で合意された「人・農地プラン」の見直しを進めるなど、地域の話し合いにより、経営体と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等がそれぞれ役割分担をする中で、地域農業の持続的発展が可能な営農体制を地域合意に基づき構築する。

イ 集落や地域における農地、農作業の出し手、受け手農家が一体となった自主的な活動を促進するとともに、経営の規模拡大等意欲ある農業者への農地利用集積を推進する。

ウ 地域等の合意形成に基づき、地域農業の核となる意欲ある農業者等を経営体に育成するため、経営改善を目指す農業者の農業経営改善計画の策定と、市町村による認定を促進する。

なお、認定にあたり、第三者機関から意見聴取するなど、客観性・透明性を確保できる体制づくりを支援する。

また、認定された農業経営改善計画の着実な実践と目標達成に向けて、関係機関が連携しながら支援することを推進するとともに、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当初計画の実践結果の点検と新たな農業経営改善計画の作成指導等認定農業者の経営改善状況をフォローアップする体制づくりを支援する。

エ 市町村認定農業者組織や県認定農業者ネットワーク活動による認定農業者の自主活動を助長し、地域課題の解決活動を支援する。

オ 農地・担い手に関する情報及び農用地の利用調整を一体的に推進するため、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市町村農業公社等の連携強化を図る。

カ 集落や地域等を範囲に、認定農業者への利用権の設定や農用地の利用調整を推進する農用地利用改善団体等の育成強化や集落機能の活性化を図る。

また、現況及び将来の見通し等から見て、農地、農作業の受け手が確保されにくい地域においては、特定農業法人及び特定農業団体の育成を推進する。

キ 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体の活動強化とともに、相互の連携活動を推進する。

ク 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体等の活動強化により、経営体等担い手への農地の面的集積を促進するとともに、利用権設定と併せて農作業受委託を推進する。

ケ ほ場整備等を契機に地域の合意形成を図りながら、経営体を中心とした効率的な営農体制の確立を推進し、経営体等担い手への農地集積を促進するとともに、農地集積関連助成制度の活用などにより農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図る。

コ 水田を有効に活用し、大豆等の生産拡大や園芸導入などによる複合営農の推進により、経営の安定化と所得の確保を図る。

サ 地域における経営改善の実践状況に応じて、直播栽培や新技術の導入を進めるとともに、カントリーエレベーターや園芸集出荷施設などの基幹施設、及び高性能機械等の整備を支援し、これらを有効利用した効率的生産体制の構築により、生産コストの低減・有利販売を推進する。

シ また、農協などが経営体等と連携を図りながら、契約栽培の推進や食品産業との連携強化、高付加価値化の推進など、販売力・ブランド力を強化する取組を進めるとともに、トレーサビリティシステムの導入品目の拡大・制度の充実、適正農業規範（新潟県GAP規範）の普及・導入などによる安全・安心な県産農産物の生産・供給と消費者の信頼確保を図る。

（２）地域条件に即した経営体等の確保・育成

本県農業の持続的な発展を図るため、地域農業の将来方向と育成すべき経営体の姿について地域の合意形成を促進し、これらに基づいて、地域条件に即した経営体等の確保・育成を推進する。

基本的には、

ア 平場地域や中山間地域でも比較的立地条件に恵まれた地域においては、農地利用集積や農作業受委託の促進及び水田を活用した複合営農の展開などにより、生産性の高い個別経営体や組織経営体、特定農業団体などの確保・育成を推進する。

イ 主として中山間地域等条件不利地域で、経営体の確保・育成が難しい地域においては、集落の話し合いを基に、お互いに助け合う地域ぐるみの営農体制の確立を推進することとし、兼業農家や高齢農家等が参画する集落営農組織や地域農業担い手公社などの育成を推進する。

なお、このような努力にもかかわらず、集落に農業生産法人等の農地の受け手がいないなどの理由で耕作放棄が懸念される地域においては、市町村と連携して、農業生産法人以外の法人の参入も選択肢に入れるなど、多様な担い手を確保する。

◆地域条件に即した経営体等

地域条件	担い手	課題及び発展方向等
主として平場や、中山間地域でも比較的立地条件に恵まれた地域	個別経営体	規模拡大や複合化の推進、家族経営協定の締結、経営の熟度に応じての法人化
	組織経営体	農産加工や園芸導入などによる経営の多角化・複合化の推進、法人化の推進、経営体質の強化、地域の就業機会・雇用の創出母体
	集落営農組織	機械の共同利用組織や農作業受託組織を特定農業団体（同様の要件を満たす組織を含む）に育成。さらに、作業受託面積の拡大、中心となるオペレーターの育成、法人化等組織経営体への発展
主として、中山間地域等条件不利地域	集落営農組織	集落をベースに、地域農家の合意形成・役割分担、リーダーの確保・育成。さらに、条件に応じて特定農業団体（同様の要件を満たす組織を含む）、法人化（特定農業法人等）へ発展し持続可能な営農体制を確立
	地域農業担い手公社	地域の農地保全、担い手確保・育成、経営体質の強化

【集落営農組織】

本基本方針においては、水田経営所得安定対策の対象となる特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織をいう。

【特定農業団体】

農業経営基盤強化促進法第23条に規定（平成15年制度創設）。

望ましい経営規模の実現を図ることが困難な地域において、集落営農組織を効率的かつ安定的な経営体へと発展させることをねらいに、経営主体としての実体を有する農作業受託組織を特定農業団体として法的に担い手として位置づけたもの。

なお、特定農業団体は、将来法人化して特定農業法人への発展が期待されているものであり、経理一元化、主たる従事者の農業所得目標や農用地の利用集積目標の設定、一定期間内に農業経営を営む法人になることなどが要件となっている。

【特定農業法人】

農業経営基盤強化促進法第23条に規定（平成5年制度創設）。

担い手不足が見込まれる地域内において、将来、当該地域の農地利用の相当部分について農業上の利用を担う法人として地域合意の下に、特定農用地利用規程に位置づけられた農業経営を営む法人。

特定農用地利用規程は特定農業法人に関する事項を定めた農用地利用規程で、法人の同意を得て、農地利用改善団体が作成し市町村長が認定するもの。

(3) 経営体の発展方向・体質強化

これからの本県農業を担う経営体は、生産技術のみならず経営管理や情報収集能力に優れ、生産物の有利販売など消費者ニーズに即したマーケティング戦略を持つことにより、地域の他産業従事者並の労働時間と所得を実現すること、更には、他産業を大きく超える所得の実現を目指すこととする。

特に、中山間地域においては、農業が基盤となっているものの、個々の経営規模が零細で、生産物の販売等だけでは他産業並の所得確保が難しいことから、営農体制の再編や特産物の加工販売などの高付加価値化の推進と販売力強化、地域資源を活用したビジネス化の取組を推進する。

また、農村における女性は、県内の農業就業人口の約6割を占め農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

具体的には、

ア 個別経営体については、農地の利用集積や園芸導入などにより、経営の規模拡大、複合化とともに、熟度に応じて法人化を推進する。

また、法人化を選択しないまでも、世帯員の役割分担、就業条件、収益分配等を明確にし世帯員個々の経営能力が発揮できるよう、家族経営協定の締結を一層推進する。

イ 法人などの組織経営体については、経営の合理化とともに農産加工、流通・販売分野への参入や栽培品目の複合化などにより経営の多角化・複合化を促進する。

また、新規就農者の受け入れや地域における就業の場の提供など、地域農業の中核的な担い手としての役割が果たされるよう支援する。

ウ また、担い手育成総合支援協議会等の支援活動を強化するとともに、認定農業者ネットワーク活動等、認定農業者の組織活動を支援する。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の平成25年の新規就農者は251人であり、平成21年以降、農業法人等への就業者の増加により、毎年200人以上を確保している。本県農業の持続的発展のためには新規就農者を継続的に確保していくことが必要であり、新潟県「夢おこし」政策プランに基づき、本県農業の中核を担う経営体の確保・育成に向け、42歳以下の新規就農者の年間の確保目標を次のとおりとする。

◆新規就農者の確保目標

項目	目標	目標年度
新規就農者の年間確保目標(人)※1	280	平成28年

※1…「新潟県『夢おこし』政策プラン」より

イ 就農・就業者の確保・育成の基本方針

親元就農、新規参入及び農業法人等への就業等の多様な就業形態での意欲ある人材を積極的に確保するとともに、中高年齢者にあっても、地域実態に即し、他産業従事経験を活かして、近代的な農業経営を担うにふさわしい者となる人材を確保する。

◇ 新規就農・就業者の確保・育成対象

(ア) 農業経営に意欲的な者で、かつ、優れた経営を展開する経営体への発展を目指している者。

(イ) 組織経営体への積極的な参入を目指している者。

(ウ) (ア) 又は (イ) に加えて、地域農業での中心的な活動が期待できる者。

ウ 将来の経営体を担うべき人材の能力

従来の農家経営から家計と農業経営を区分し、的確に経営内容を把握するためには、経営管理能力を備えることが基本である。特に組織経営体においては、規模拡大や新規部門の開拓、従業員の福利厚生等の企業的な経営感覚が必要である。このため、次に掲げるような能力を持った人材の育成に努める。

(ア) 技術的能力

(イ) 経営管理能力

(ウ) 組織対応能力

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
 本県のお産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり概ね1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得（第1の7に示す主たる従事者1人あたり年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始する者においては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人あたり年間所得の概ね5割を目標とする。

オ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

就農希望者への情報提供や農業体験研修などの取組を行い、新規学卒やUIターン等多様な形態からの就農を促進するとともに、就業希望者と農業法人とのマッチングの開催などにより、農業法人への円滑な就業の促進を図る。

また、農業大学校を中心とした農業教育環境の充実により、就農希望者を確保する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

目標とする経営体の効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県内における先進的な事例等をモデルとして、主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

1 農業経営の指標

[個別経営体：所得目標 660～1,310万円（主たる従事者1人あたり440～450万円）]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	1 平場土地利用型 [所得目標 900万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉	〈資本装備〉
		水 稻 10.5ha	・作業場兼格納庫 (50坪) 1棟
		加工用米 4.5ha	・パイプハウス (100坪) 1棟
			・トラクター (40ps) 1台
		〈経営面積〉	・乗用田植機 (8条) 1台
		15.0ha	・コンバイン (4条) 1台
	自作地 1.5ha	・フォークリフト (1.5トン) 1台	
	借 地 13.5ha	・乾燥機 (40石) 2台	
		・軽トラック 1台	
		・玄米低温貯蔵庫 1台	
		・精米機 (200kg/hr) 1台	
		・色彩選別機 (200kg/hr) 1台	
		〈その他〉	
		・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。	

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	2 平場施設野菜 複合型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水 稲 6.2ha 加工用米 2.4ha トマト 0.3ha きゅうり 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>8.9ha 自作地 1.5ha 借地 7.4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・鉄骨ハウス (300坪) 3棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・暖房機 3台</p> <p>〈その他〉</p> <p>・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>
	3 平場露地野菜 複合型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水 稲 9.0ha 加工用米 1.8ha すいか 1.0ha 加工用大根 1.0ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>12.8ha 自作地 1.5ha 借地 11.3ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (74坪) 1棟 ・パイプハウス (300坪) 1棟 ・かん水施設 (1ha) 1棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (5条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (55石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <p>・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	4 平場果樹複合型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稲 4.3ha 加工用米 0.6ha 日本なし 0.6ha 西洋なし 0.6ha 〈経営面積〉 6.1ha 自作地 1.5ha 借 地 4.6ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (35坪) 1棟 ・パイプハウス (40坪) 1棟 ・果樹棚 1台 ・防風施設 1基 ・トラクター (27ps) 1台 ・乗用田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (2条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (24石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ミニバックホー 1台 ・スピードプレイヤー 1台 ・トラック 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	5 平場花き複合 型 [所得目標890万] [従事者 2.0人]	<作付面積> 水 稻 6.2ha 加工用米 2.5ha チューリップ切り花 0.1ha <経営面積> 8.8ha 自作地 1.5ha 借 地 7.3ha	<資本装備> ・作業場 (45坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・冷蔵庫 (20坪) 2台 ・鉄骨ハウス (300坪) 1棟 ・ローリングベンチ (300坪) 1台 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・軽トラック 1台 ・選花機 1台 ・暖房機 2台 <その他> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2 回転で作期拡大を図る。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	6 中山間地土地 利用型 [所得目標 660万] [従事者 1.5人]	〈作付面積〉 水 稲 6.8ha 加工用米 2.9ha 〈経営面積〉 9.7ha 自作地 1.5ha 借 地 8.2ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (35坪) 1棟 ・パイプハウス (67坪) 1棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (5条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2 回転で作期拡大を図る。
	7 中山間地花き 複合型 [所得目標 880万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稲 4.5ha 加工用米 1.3ha ユリ (切り花) 0.7ha 〈経営面積〉 6.5ha 自作地 1.5ha 借 地 5.0ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (40坪) 1棟 ・パイプハウス (100坪) 3棟 ・かん水施設 1棟 ・プレハブ冷蔵庫 (3坪) 1棟 ・雨よけハウス (75坪) 20棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (5条) 1台 ・コンバイン (2条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (30石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・土壌蒸気消毒機 (3戸共同) 1台 ・除雪機 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2 回転で作期拡大を図る。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	8 平場農産加工 複合型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稻 6.7ha 加工用もち米 2.9ha 〈経営面積〉 9.6ha 自作地 1.5ha 借 地 8.1ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (66坪) 1棟 ・加工施設 1棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (50石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・自動餅つき機 1台 ・のし餅成型機 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。
	9 全域いちご複 合型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稻 6.9ha 加工用米 2.7ha 越後姫 0.2ha 〈経営面積〉 9.8ha 自作地 1.5ha 借 地 8.3ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (35坪) 1棟 ・パイプハウス (66坪) 1棟 ・高設パイプハウス (100坪) 6棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (50石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	10 全域肉用牛複 合型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稻 6.4ha 加工用米 2.8ha 肉用牛 80頭 〈経営面積〉 9.2ha 自作地 1.5ha 借 地 7.7ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (35坪) 1棟 ・パイプハウス (63坪) 1棟 ・牛舎 (184坪) 1棟 ・堆肥舎 (47坪) 1棟 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ダンプカー (2トン) 1台 ・トラクター (31ps) 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2 回転で作期拡大を図る。 ・畜産団地において3戸の肉牛農家と堆 肥舎等を共同利用する。
	11 全域養豚単一 型 [所得目標1,350万] [従事者 3.0人]	〈飼養頭数〉 養豚 140頭	〈資本装備〉 ・繁殖分娩豚舎 (210坪) 1棟 ・肉豚舎 (222坪) 1棟 ・コンポ (1/2リース) 1棟 ・浄化槽 (1/2リース) 1棟 ・堆肥舎 (1/2リース) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リース) 1棟 ・給餌器 (子豚) 1台 ・給餌器 (肉豚) 1台 ・自動給餌システム 1台 ・ガスブルーダー 1台 ・スクリーコンベア 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台 〈その他〉 ・水田は土地利用型農家などに委託

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	12 酪農単一型 [所得目標 870万] [従事者 2.0人]	〈飼養頭数〉 酪農 45頭	〈資本装備〉 ・成牛舎 (158坪) 1棟 ・育成牛舎 (28坪) 1棟 ・尿溜 (125m ³) ・堆肥舎(1/2リース) (76坪) 1棟 ・収納庫 (26坪) 1棟 ・バークリーナ 1台 ・ミルカ 1台 ・バルククーラー 1台 ・自動給餌機 1台 ・トラクター (54ps) (2戸共有) 1台 ・ショベルローダ (800kg) (2戸共有) 1台 ・ダンプ (2トン) 1台 ・細霧システム 12台

[組織経営体：所得目標 1,310～2,660万円（主たる従事者1人当たり440～450万円）]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織経営体	13 平場土地利用型 [主たる従事者の給与報酬目標 440万] [従事者 6.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水 稻 32.2ha 加工用米 1.8ha 大 豆 12.0ha</p> <p>〈経営面積〉 46.0ha 借 地 46.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪分) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台</p> <p>〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>
	14 平場土地利用(水稲+加工野菜)型 [主たる従事者の給与報酬目標 440万] [従事者 6.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水 稻 29.4ha 加工用米 8.6ha 加工タマネギ 2.0ha 加工キャベツ 2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 42.0ha 借 地 42.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (260坪) 1棟 ・トラクター (37ps) 3台 ・乗用田植機 (6条) 2台 ・コンバイン (4条) 3台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (65石) 3台 ・軽トラック 3台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・全自動定植機 (4条) 1台 ・マニュアルスプレッター 1台</p> <p>〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	15 中山間地域(水 稲+そば)型 [主たる従事者の給 与報酬目標 440万] [従事者 6.0人]	<作付面積> 水 稲 23.8ha 加工用米 2.2ha そ ば 8.0ha <経営面積> 34.0ha 借 地 34.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (70坪) 1棟 ・パイプハウス (180坪) 1棟 ・トラクター (37ps) 2台 ・乗用田植機 (6条) 2台 ・コンバイン (4条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 3台 ・軽トラック 2台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 <その他> ・コシヒカりは、早植、遅植のハウス2 回転で作期拡大を図る。
	16 全域(水稲+ 農産加工) [主たる従事者の給 与報酬目標 440万] [従事者 6.0人]	<作付面積> 水 稲 18.2ha 加工用米 7.8ha <経営面積> 26.0ha 借 地 26.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (70坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 3棟 ・加工施設 (鉄骨) 1棟 ・トラクター (37ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (4条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 3台 ・軽トラック 2台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・自動餅つき機 1台 ・のし餅成型機 1台 ・冷蔵庫 (3坪) 1台 ・角切りカッター 1台 ・エアコン 1台 <その他> ・コシヒカりは、早植、遅植のハウス2 回転で作期拡大を図る。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	17 全域（水稻＋露地野菜）型 [主たる従事者の給与報酬目標 450万] [従事者 5.0人]	〈作付面積〉 水 稻 25.9ha 加工用米 6.1ha えだまめ 4.0ha さといも 1.0ha 〈経営面積〉 37.0ha 借 地 37.0ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1棟 ・パイプハウス（220坪） 1棟 ・えだまめ育苗ハウス（60坪） 1棟 ・さといも貯蔵ハウス（60坪） 1棟 ・トラクター（40ps） 2台 ・乗用田植機（8条） 2台 ・コンバイン（5条） 2台 ・フォークリフト（1.5トン） 1台 ・乾燥機（55石） 3台 ・軽トラック 4台 ・精米機（200kg/hr） 1台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1台 ・ハーベスター 1台 〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。
	18 全域（ユリ切り花） [主たる従事者の給与報酬目標 440万] [従事者 3.0人]	〈作付面積〉 ユリ（切り花） 2.5ha 〈経営面積〉 2.0ha 借 地 2.0ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（50坪） 1棟 ・パイプハウス（100坪） 15棟 ・かん水施設 1棟 ・プレハブ冷蔵庫（3坪） 2棟 ・雨よけハウス（75坪） 40棟 ・トラクター（34ps） 1台 ・フォークリフト（1.5トン） 1台 ・トラック（1トン） 1台 ・土壌蒸気消毒器 1台 ・軽トラック 1台 ・除雪機 1台 〈その他〉 ・露地雨よけ150a、施設面積50a 2回転

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	ア 経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実践 イ 家計部門を明確に区分し、パソコン等を活用し、農業部門だけで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施 ウ 経営企画力の向上等により熟度を高め法人化へ移行 エ 経営管理研修等への積極的な参加
農業従事の態様	ア 家族経営協定の締結による就業環境等の整備 イ 給料制、休日制の導入、社会保険への加入など、雇用者等の福利厚生の上 ウ 労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（JAによる労働力調整システムやヘルパー等）を活用 エ 農作業環境、作業方法の改善

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

また、農用地の利用の面的集積については、農地中間管理機構が行う特例事業、農地利用集積円滑化事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。

◆効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

項目	目標	目標年度
農地利用集積 ※1	○担い手への集積 耕地面積90%程度 ＜農地面積目標 172,000 ha 程度＞	平成35年
経営体の育成 ※2	○経営体 5,000 (内訳) 個別経営体 4,500 組織経営体 500	平成28年

◆認定農業者の確保目標

認定農業者の 確保目標 ※1	11,000	平成35年
----------------------	--------	-------

※1…「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」より

※2…「新潟県『夢おこし』政策プラン」より

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

効率的かつ安定的で持続性のある経営体を育成するため、地域農業システムの実践活動の推進と併せて、各種支援制度等の積極的な活用を図る。

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営の指標に示す経営体の育成と、これら経営体が地域における農地利用集積目標（面積シェア）の達成のためには、従来にも増して加速的な農地の流動化が必要である。

このため、県、市町村及び関係農業団体との役割分担・連携を強化しながら、利用権設定等促進事業、農地中間管理機構が行う特例事業及び農地利用集積円滑化事業等を中心として、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

また、本措置が経営体を目指す意欲ある農業者の経営改善に効果的に結びつくよう、「農業経営改善計画認定制度」の積極的な活用を図るなど、地域の合意形成に基づく担い手の明確化と、地域住民の役割分担の下に、これら担い手に対する農地利用集積及び面的集積の促進を図る。

(1) 利用権設定等促進事業

地域の実態に即した地域農業システムの確立を推進し、経営体と兼業農家・高齢農業者との役割分担等地域の十分な話し合いによる合意形成を基礎として、経営体等への農用地の利用集積、農作業受委託を促進する。

また、本事業における所有権の移転は農地中間管理機構が行う特例事業及び農地利用集積円滑化事業を活用するものとし、市町村の区域を越えて農用地の貸借等を行う場合は、広域的な農地利用調整活動等を通じて、適正な調整の下で経営体への農用地の利用集積を図る。

(2) 農用地利用改善事業

地域における合意形成を通じた地域農業システムの確立を推進し、経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活性化等を推進する。

特に担い手が不足している中山間地域等の農用地利用改善団体においては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となりその有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人の設立・育成を推進し、また、地域の農用地を面としてまとまって利用し、経営主体としての実態を有する農作業受託組織として、特定農業団体の設立・育成を推進する。

(3) 農地利用集積円滑化事業

農地の効率的な利用に向け、県内において広く農地集積が促進されるよう、市町村、市町村公社、農業協同組合等（以下「市町村公社等」という。）が行う次の事業を推進する。

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。）（農地所有者代理事業）

- イ 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

- ウ 農地売買等事業により買入れ又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

(4) 農作業受委託等促進事業

農作業受委託は農業経営の実質的な規模拡大及び農地流動化への過渡的な側面が強いことから、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体を中心として、認定農業者等を中心とした広域的な農作業受託組織の育成や認定農業者組織の活動促進などにより、その積極的な推進を図る。

(5) 経営体の育成・指導支援の強化

県担い手育成総合支援協議会及び農業普及指導センター等の指導機関においては、市町村担い手育成総合支援協議会等地域の関係機関・団体との連携を一層強化し、担い手の確保・育成、自らの農業経営の改善を図ろうとする農業者の農業経営改善計画の作成及びその達成に必要な生産方式、経営管理の方法、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための相談・指導活動を実施するとともに、経営体の熟度や必要性に応じ法人化に向けた指導支援を行う。

また、農業経営改善計画期間を満了する者に対しては、当該計画の実践結果の点検と、本人の意欲等に基づき、引き続き認定農業者として経営改善が図れるよう指導支援を行う。

(6) 経営体への農用地の利用集積の促進

経営体への農地集積に当たっては、極力、連坦化・団地化等面的な集積がなされるよう、「人・農地プラン」の実践等による関係機関・団体が連携しての農地流動化施策の総合的な推進や農用地利用改善団体等の一層の活動促進を図るとともに、交換分合事業等の積極的な活用を図る。

(7) 土地基盤整備事業の促進

効率的、安定的な営農が可能となるよう、土地基盤整備事業の一層の推進及び事業の実施と併せ一体的に進める経営体への利用権設定、農作業受委託の促進による加速的な農地集積を図る。

(8) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

県内の教育機関と連携を図り、農業教育環境の充実により就農希望者に対する積極的な就農啓発活動を行い、就農意欲を喚起するとともに、相談窓口の設置により就農希望者からの相談に対応する。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農・就業先の情報提供やマッチングを行う。

(ウ) 技術・経営ノウハウ習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等の習得に向け、体験研修や県農業大学校等の農業教育機関における教育内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識習得の機会を提供するとともに、経営者を目指す人材を育成する。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

県は、「公益社団法人新潟県農林公社」（以下、「県農林公社」という。）を「新潟県青年農業者等育成センター」（以下「育成センター」という。）として就農促進のための拠点と位置づける。また、担い手の確保・育成の総合対策については、「新潟県農林漁業担い手対策推進会議設置要領」に基づき、推進体制を整備し、関係機関が一体となって実施する。具体的には、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター及び県農業会議、技術や経営ノウハウの習得のための研修教育については新潟県農業大学校、就農前後の助言・指導等フォローアップについては農業普及指導センターや農業協同組合及び農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、市町村の基本構想等のもとで各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(オ) その他の取組

小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、教育機関、市町村、農業委員会、関係農業団体等と連携し、農業への理解促進等のための活動を実施する。

イ 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう支援するとともに、青年就農給付金、青年等就農資金をはじめとする国等の支援制度の活用を図り、また、技術・経営管理能力向上のための各種研修会その他、農業普及指導センターによる指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供等により、定着を促進するとともに、安定的な経営体への発展を促す。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・農業普及指導センター・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された県農林公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等売り渡しを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3 農地利用集積円滑化事業を行う団体に関する事項

市町村公社等が農地利用集積円滑化事業を実施するために農地利用集積円滑化団体を設立することを推進するとともに、農地利用集積円滑化団体が関係機関・団体等と連携し、担い手の確保・育成等地域のニーズを踏まえながら農地の利用調整を行うために農地利用集積円滑化事業を実施することを支援する。